

砂田町地区の地区計画

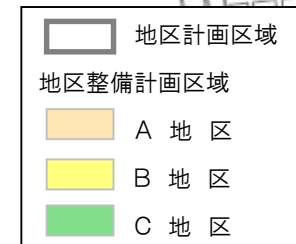
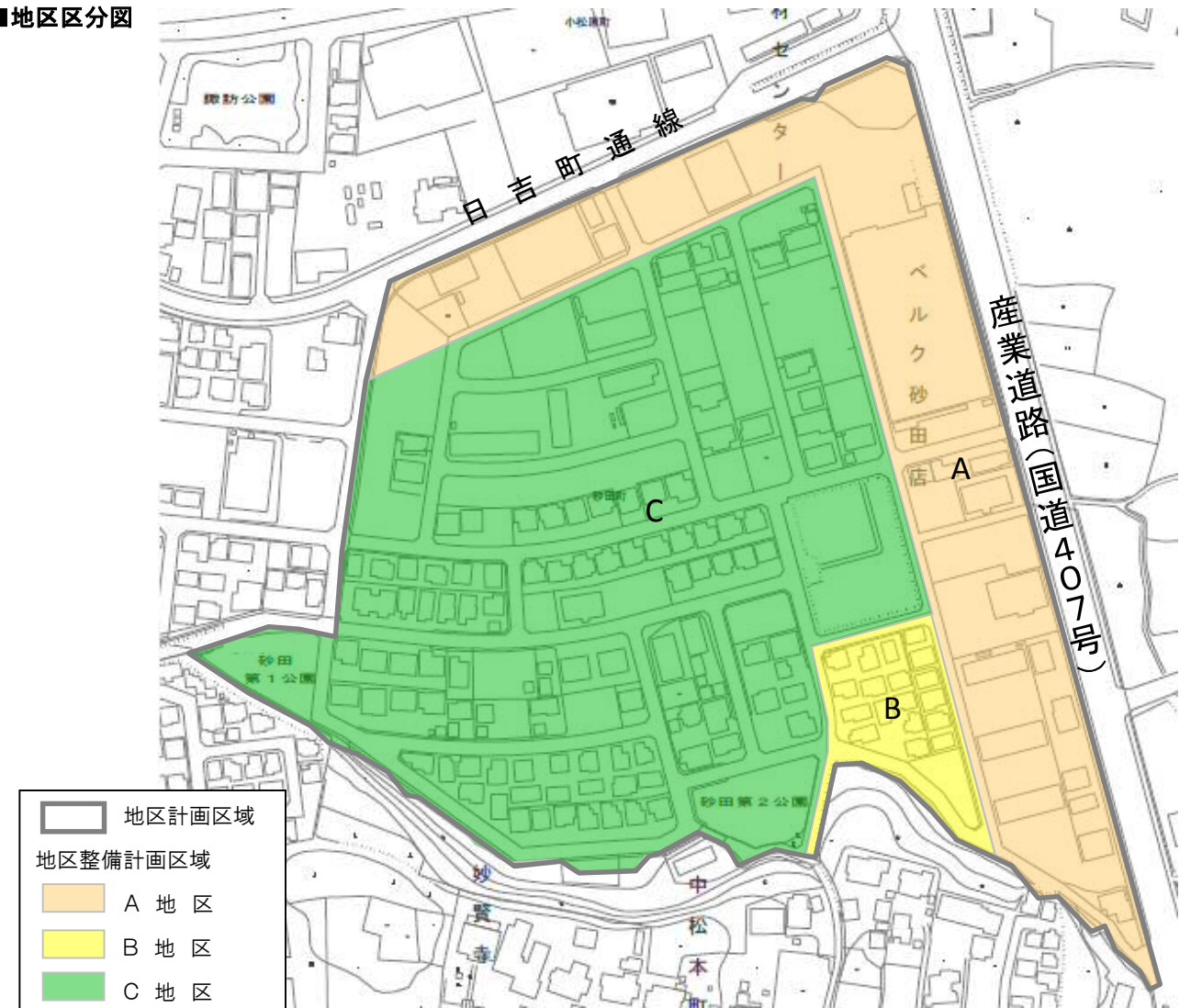
■地区整備計画

当初決定:平成 9 年 8 月 1 日 東松山市告示第 116 号
 最終変更:平成 11 年 4 月 1 日 東松山市告示第 93 号(名称変更)



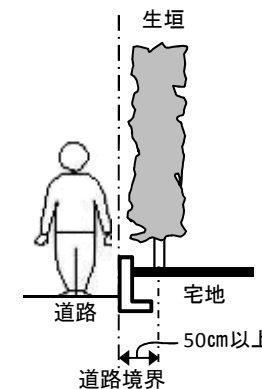
地区の区分 (用途地域)	A地区 (第二種住居地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第一種中高層住居 専用地域)
区分の面積	約2.6ha	約0.4ha	約5.5ha
建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	(1)床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2)付属倉庫以外の倉庫(但し、床面積の合計が15㎡以下のものを除く) (3)自動車教習所、ホテル、旅館、カラオケボックス、パチンコ屋、風営法第2条に定められた施設	(1)床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2)自動車教習所、ホテル、旅館 (3)工場(作業場の面積が50㎡以内で出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する食品製造工場は除く) (4)付属倉庫以外の倉庫(但し、床面積の合計が15㎡以下のものを除く)	—
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡		
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車等車庫の柱を除く)又は高さ2mを超える門、及び工作物(電柱等は除く)は、その面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。		
建築物等の高さの最高限度	—	敷地地盤面から12m以下とする。 (敷地地盤面とは土地区画整理事業完了時点での地盤面をいう。)	敷地地盤面から10m以下とする。 (敷地地盤面とは土地区画整理事業完了時点での地盤面をいう。)
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物は、美観、風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。		
かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号に掲げるものとする。		
	(1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2)竹垣、板さく(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては道路側に植栽帯を設け植樹を施すものとする) (3)透視可能フェンス(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、基礎の高さが60cm以下のもの。但し、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け植栽を施すものとする。但し、門柱は除く。) (4)ブロック塀等(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植樹を施すものとする。但し、門柱は除く。)		

■地区区分図

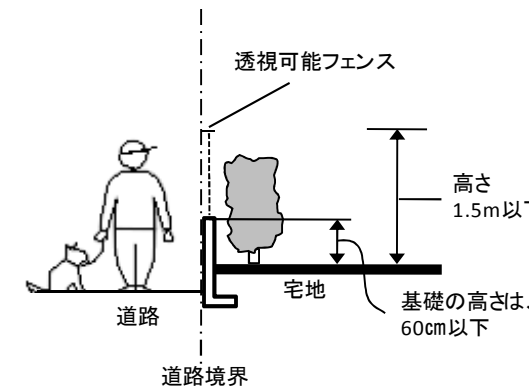


垣又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm以上後退させて植栽します。



(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。



(2)(4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m以上とします。

